

中国における知的財産権の最新情報について (2016年10月)

PART I : 中国 IP 保護の最新情報	2
1. MARY KAY、商標異議審判に勝利＝類似商標の登録阻止に成功 (HFG 代理事件) . . .	2
2. 証监会、8.64 億元の買収案件を却下＝知的財産の訴訟が原因か	3
3. クアルコム、特許紛争に関しグローバル範囲で魅族を起訴	4
4. 義烏市公安局、中国初のマイクロビジネスに関する模造品事件を解決に	5
5. 黄山工商局、「古井」酒侵害品事件を解決	5
6. 人気ゴリラは登録商標に＝シャバーニ	6

PART I : 中国 IP 保護の最新情報

1. MARY KAY、商標異議審判に勝利 = 類似商標の登録阻止に成功 (HFG 代理事件)

MLK
美 琳 凱

係争商標

v. s.

玫琳凱

引証商標 1

MARY KAY

引証商標 2

近日、北京市知的財産裁判所は、「美琳凱 MLK」商標の登録取消事件に対し、判決を下した。結果、商標評審委員会による係争商標の登録取消の審判結果を維持することになった。

原告である邹燕は、2009年9月に区分20のまくら、キャンプ用寝袋、竹の細工物で係争商標を出願した。第三者である玫琳凱公司 (Mary Kay Inc.) は2012年に係争商標に対し異議申立を実施した。2015年4月、被告である商標評審委員会の審判結果により、係争商標が取り消しとされた。原告は被告による審判結果に不服し、北京市知的財産裁判所に控訴を請求した。

原告は、出願区分において係争商標が第三者にによる引証商標と全く違うものとなり、消費者の混同を引き起こさない理由で、被告による審判結果の取消を出張した。第三者 (HFG が代理した) は、①引証商標が区分3で馳名商標として認定される、②係争商標の出願商品が日常生活用品となり、引証商標の出願商品が化粧品となり、両者の対象消費群が大きく重なっているため、お互いの関連性について消費者の混同を引き起こす可能性が十分ある、③係争商標の登録は、馳名商標である引証商標と第三者の繋がりが弱化される、の理由で、審判結果の維持を主張し北京知的財産裁判所の支持を得た。

【HFG's Comments】

本件の判決により、「MARY KAY」「玫琳凱」が数回で「馳名商標」として認定され、初認定時点が2009年から2006年に前倒しされたので、玫琳凱公司 (Mary Kay Inc.) の完勝でした。また、本件は、商標保護に「反弱体化」理論を応用した事例になります。実務上、中国司法システムにおいて、「反弱体化」に関する判断基準は馳名商標以上なものになります。つまり、「反弱体化」理論の応用が裁判で支持された馳名商標は、馳名商標においても高い知名度を有するものとなり、更なるブランド価値を意味しましょう。

2. 証監会、8.64 億元の買収案件を却下 = 知的財産の訴訟 が原因か



2013 年以來、中国企業による M&A 件数が激増し始めた。2015 年、上場企業による M&A が審査に合格した件数が前年比 70% 増の 337 件であった。一方、証監会は、厳格な審査を徹底しており、知的財産の紛争で案件を却下したケースが増えてきた。

2016 年 6 月 17 日、証監会は富春通信股フン有限公司が春秋時代（天津）影業有限公司を買収する案件を却下した。理由は、「上場企業重大試算重組管理弁法」第十一条 4 項の規定「重大資産の再編に係る資産所有権が明白であり、資産譲渡もしくは移転に法的な支障が存在せず、関連する債権・債務の処置が合法でなくてはならない」に違反したという。

2015 年 1 月～8 月、春秋時代（天津）影業有限公司の主要収入は、北京春秋時代文化有限公司と他社の共同出資で撮影した映画「戦狼」から貢献されていた。2015 年 9 月、元北京春秋時代文化有限公司董事長であった呂建民（現在は春秋時代（天津）影業有限公司董事長である）は所有の株権益を他人に譲渡した。そして 2016 年 1 月、北京春秋時代文化有限公司は、呂建民と春秋時代（天津）影業有限公司を起訴し、映画「戦狼」による全収益と権利の返還を要求した。

この度、富春通信股フン有限公司による買収金額が 8.64 億元に達したという。

【HFG's Comments】

知的財産は、企業のコア資産になる場合が多いです。IPO を申請する企業の知財状況は、証監会が審査する重点の一つとして、IPO の認可を取得か否かに影響します。本件の場合、当該企業は、知財紛争を解決し IPO に再挑戦しても、却下記録が残されたため、楽観視ができないものになるろう。

3. クアルコム、特許紛争に関しグローバル範囲で魅族を起訴



V.S.



米移動体通信技術大手のクアルコム（Qualcomm）社は、中国で多数の携帯メーカーとの特許紛争で注目を浴びた。2016年10月15日、同社は、米国、ドイツ、フランスで中国の携帯メーカーである魅族（MEIZU）社による特許権侵害行為に対し起訴すると発表した。

2016年6月23日、クアルコム社は、北京知的財産裁判所へ提訴し、特許使用協議の締結及び特許使用料の支払いに遅滞する理由で魅族社に対して、5.2億円の経済損失賠償を要求した。そして6月30日、同社は北京知的財産裁判所と上海知的財産裁判所へ提訴し、魅族社による同社の3G、4Gに関する特許の侵害行為に対し1,700万元の経済損失賠償を要求した。

魅族社は、クアルコム社による初回の提訴の直後に記者会見を召集し、特許使用の条項及び基準に不透明な条項、及び公平・合理・非差別視の原則に違反する許可義務が存在するため、特許使用料の支払いを延期していると反発した。また、同社は、今回クアルコム社によるグローバル範囲の起訴に対し、先方が要求する特許使用料は販売の三分の一を占める不合理なものであると強調し、合理的な範囲であれば特許使用料を払う意向を示した。

実際、華為（HUAWEI）、中興（ZTE）、聯想（LENOVO）、VIVOなど携帯メーカーは、既にクアルコム社と特許使用料に関する協議を締結しており、魅族と同格な価格で製品を販売している。業界筋から、魅族社の声明は時間稼ぎ戦術ではないかと分析した。

【HFG's Comments】

魅族社の特許体勢は、ほとんどが中国国内に集中しており、かつ2015年以降に出願したものが高い比率を占めているため、不完備なものだと思われます。当面、同社による海外（欧州、アジアなど）での特許出願は、なお少ない状況です。また、同社により出願されたデジタルデータ処理、電話通信、無線通信ネットワークなどの特許価値は、業界平均水準より遥かに低いものだと言われています。この背景の下、同社は本件において和解で終了させる意向が見込まれています。同社にとっては、海外進出を目指すとしたら、海外での特許体勢を強化すべくものであろう。

4. 義烏市公安局、中国初のマイクロビジネスに関する模造品事件を解決に



2016年10月14日、浙江省義烏市の公安部門はあるブランドの靴下の模造品事件を解決した。この事件は、義烏市初のマイクロビジネス（SNS上の販売行為）に関する模造品事件になる。

2016年9月末、義烏市公安局は江蘇省江陰市にある企業からの模造品に関する摘発を受理した。同企業は、ウェイチャット上で同社の靴下製品である「恒温ストッキング」の模造品を大量に発見し、企業のイメージ及び利益が損害されているという。

この摘発に対して、義烏市公安局は、直ちに立案し捜査を始めた。1週間後、義烏市福田街道紫金三区で該当の模造品生産工場と倉庫を特定できた。そして、10月14日に取締行動を実施した結果、10万元に値する模造品の靴下2,780パック、包装材7万件を没収し、犯罪容疑者2名を逮捕した。

5. 黄山工商局、「古井」酒侵害品事件を解決

古井



【HFG's Comments】

マイクロビジネス（SNS上の販売行為）に関する模造品の販売行為はよく見られていますが、その特徴は、①SNS上で商品の情報を公開し、②支付宝などのオンライン決済ツールで代金を回収し、③宅配便で出荷することになっているが、販売情報、販売金額、模造品倉庫の特定が困難であるため、それに対する対策や打撃手段においてなお突破口が見えない状況です。

本件は、中国公安部門による初のマイクロビジネスに関する模造品刑事事件になります。本件の捜査において、ウェイチャット上で模造品生産工場、倉庫を特定した点は、今までの難関を突破したものだと思われます。

【HFG's Comments】

不正工場で模造品を生産し、ある倉庫や物流中継点で模造品を隠しており、遠隔から出荷指令を連絡する方法は、模造品メーカーの通常のやり方になります。この方法は、模造品の隠蔽に有利し、製造者が模造品の暴露した場合に追跡されにくいもの

2016年10月13日、黄山市工商局は、摘発を受けて安徽省古井貢酒有限公司により出願登録された商標を侵害した蒸留酒（中国語では「白酒」という）計800瓶（販売額が8万元に相当する）を没収した。今年以来、同局は知名のメーカーと提携し、蒸留酒に関する知財権保護運動を実施している。

今回の手がかりは物流中継点で発見され、祁門に送られる貨物に隠された模様であった。黄山市工商局は、出荷者に対し調査を行ったが、残念ながら模造品の生産メーカーを特定することができなかった。関係スタッフは、既に本件を立案し、調査の進捗次第で次の行動を取るという。

6. 人気ゴリラは登録商標に = シャバーニ



SHABANI
シャバーニ

2016年初、日本名古屋東山動物園で生活しているイケメンゴリラのシャバーニさんはクールな外観で人気を集めた。シャバーニさん二目当てのお客さんがたくさん訪れているため、東山動物園は、園内で「シャバーニ」の周辺製品を販売し始めた。同園は2016年3月に「SHABANI」、「シャバーニ」の2件文字商標を出願し、近日に登録の認可を取得した。東山動物園のスタッフによると、シャバーニさんの高人気により「シャバーニ」周辺製品の販売が順調しており、ある外国のお客さんが一回で「シャバーニ」おやつを15件購入したという。

です。これは中国における模造品メーカーの通常パターンになります。

【HFG's Comments】

イケメンゴリラのシャバーニさんは、中国でも大変人気を集めている。東山動物園にとっては、中国で「SHABANI」、「シャバーニ」を出願したら如何でしょうか。また、関連の外観もしくはアニメ像も商標として出願できます。イケメンは全世界のイケメンですが、知財保護には国境というボーダーがありますので、価値の高いIPに対しては、万全な知財保護体制を導入する必要があります。

HFG 法律事務所

2016年10月31日

弊所概況

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する法律事務所として、世界各産業のクライアントに高基準、高品質のサービス提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海の 2 本部体制でサービスを提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っており、クライアントのために多方面、多角度から知的財産権業務を進んでおります。HFG は知的財産権に関する訴訟・非訴訟案件、ビジネス及びコーポレートのリーガルサービス、ライセンス取得、特許技術の収益化など専門分野を集約して、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG は IT・通信、機械・設備、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品・医薬品など様々な産業のクライアントにサービスを提供しております。

HFG が代理した案件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以來、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からの評価を得ています。



本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel : +86 21 5213 5500

Fax : *86 21 5213 0895

Mail : hding@hfgip.com、lli@hfgip.com、Hfg_china@hfgip.com

- ◆ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◆ 当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ◆ 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。